

## 法改正に関する追補情報

2024年3月試験に関わる法改正情報につきまして、『この1冊で合格！教育系 YouTuber ルネスタよしおの運行管理者 貨物 テキスト & 問題集』の記載内容に関わる主なものを以下に記載いたします。主に用語の変更になります。学習にあわせてご確認ください。

該当箇所	改正前	改正後（赤字箇所）	備考・例
42ページなど	運転者その他の従業員	運転者、 <b>特定自動運行保安員</b> その他の従業員	<b>特定自動運行保安員</b> （特定自動運行貨物運送の用に供する特定自動運行自動車の運行の安全の確保に関する業務を行う者をいう。）
42ページなど	乗務	<b>業務</b>	<b>業務</b> 前点呼、 <b>業務</b> 後点呼、 <b>業務</b> 記録など
46ページなど	乗務員	<b>乗務員等</b>	運転者、 <b>特定自動運行保安員</b> 及び事業用自動車の運行の業務の補助に従事する従業員（「 <b>乗務員等</b> 」という。）
54ページなど	運転者	<b>運転者等</b>	運転者又は <b>特定自動運行保安員</b> （「 <b>運転者等</b> 」という。） 運転者 <b>等</b> 、運転者 <b>等</b> 台帳など
54ページなど	事業用自動車の乗務	事業用自動車の <b>運行の業務に従事</b>	
54ページ 「要チェックの条文はコレ！」・2行目	貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。）により点呼を行い	貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の <b>運行の業務に従事</b> しようとする <b>運転者等</b> に対して <b>対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法</b> （運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）により点呼を行い	
60ページ 「要チェックの条文はコレ！」・2行目	2 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対し、対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況並びに他の運転者と交替した場合にあっては第十七条第四号の規定による通告について報告を求め、及び酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。	2 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の <b>運行の業務を終了した運転者等</b> に対して対面により、又は <b>対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により点呼を行い</b> 、当該業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について報告を求め、かつ、 <b>運転者に対しては酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。この場合において、当該運転者等が他の運転者等と交替した場合にあっては、当該運転者等が交替した運転者等に対して行った第三条の二第四項第四号又は第十七条第四号の規定による通告についても報告を求めなければならない。</b>	
62ページ 「要チェックの条文はコレ！」・2行目	3 貨物自動車運送事業者は、前二項に規定する点呼のいずれも対面（輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所において、貨物自動車運送事業者が点呼を行う場合にあっては、国土交通大臣が定めた機器による方法を含む。）で行うことができない乗務	3 貨物自動車運送事業者は、前二項に規定する点呼のいずれも <b>対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法</b> で行うことができない <b>業務</b>	
88ページ 「要チェックの条文はコレ！」・19行目	3 貨物自動車運送事業者は、事業用自動車に備えられた非常信号用具及び消火器の取扱いについて、当該事業用自動車の乗務員に対する適切な指導をしなければならない。	3 貨物自動車運送事業者は、 <b>特定自動運行事業用自動車の特定自動運行保安員</b> に対し、 <b>特定自動運行事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受け手者を記録し、かつ、その記録を営業所において三年間保存しなければならない。</b>	「3」として赤字の条文が追加になり、書籍に掲載の「3」と「4」は「4」「5」に変更。
130ページなど	自動車検査証の記入	自動車検査証の <b>変更記録</b>	